商品概要説明書

福島銀行

（2025年7月1日現在）

1．商品名	株主様限定定期預金 〔自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期 ）〕
2．必要な取引条件	当行の「株主様ご優待券」をお持ちであること。
3．ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
4．取扱期間	2026年6月30日まで
5．取扱店舗	全営業店（いつでもどこでも支店を除く） ＊お一人様1店舗 でのお預入れに限ります。
6．預入期間	1年 ＊自動継続（元金継続または元利金継続）によりお取扱いいたします。
7．預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入限度額	 一括預入方式（通帳式・証書式どちらにもお預入れ可能です） 10万円以上 1円 1,000万円
8．払戻方法	満期日以降、一括して払戻します。
9．利息・利率 （1）適用利率 （2）利払方法 （3）計算方法	 店頭表示金利＋年 0.200% （金利上乗せは初回満期日までとなります） 満期日以降、一括して支払います。 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算
10．税金	個人のお客様は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ＊2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 法人のお客様は、15.315%（国税）の総合課税が適用されます。 ＊2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 個人のお客様がマル優の場合、非課税法人の場合は非課税になります。
11．手数料	－
12．付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 ＊この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率を適用します。 ＊貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします。 個人のお客様はマル優（マル優利用資格者のみ）の取扱ができます。
13．預入期間中の 中途解約時の 取り扱い	・満期日前の解約は、原則できません。 ・やむを得ず中途解約する場合は、以下のとおり計算します。 ＜解約利率計算式＞ ・預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算します。 ＊6ヶ月未満：「約定利率×10%」と「解約日における普通預金の利率」のいずれか低い方 ＊6ヶ月以上1年未満：「約定利率×50%」
14．重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、当行ホームページをご覧ください。
15．金利情報の 入手方法	店頭でご覧いただくか、窓口にお問合せください。
16．その他参考となる 事項	・ATM・ふくぎんアプリ（インターネットバンキング）によるお取扱いはできません。 ・満期日に前回と同一期間の自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期） として自動継続いたします。 ・継続後の利率は、満期日における当行所定の利率を適用します。 ・継続を停止するときは、満期日（継続した時はその満期日）までにその旨お申出ください。 ・元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻 しができるのは翌営業日以降となります。
17．当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人　全国銀行協会 連絡先：一般社団法人 全国銀行協会相談室 電話番号：0570－017109 または 03－5252－3772